

重要：必ずお読みください

○補助対象

① 事業継続への支援

- ・定期点検整備に要する経費、車両維持に必要な部品の交換、車両の修理経費
- ・事業継続に不可欠な機器の維持経費

② 感染症対策への支援

- ・感染予防対策ガイドラインに基づく感染症対策経費
- ・新たな技術を活用した感染症対策経費

→ 詳しくは「[補助対象メニュー](#)」をご確認ください。

○補助率

10/10以内（消費税は対象外）

ただし、上記①、②毎に設けられた補助上限金額までとします。（金額は別途通知）

○申請について

下記書類をご提出ください。（実施要領に規定）

- ① 様式1「事業決定依頼書」
- ② 別添1・2「事業内容の詳細」
- ③ 宣誓書
- ④ 補助対象経費の請求書・領収書写し（支払済）又は見積書写し（未実施の場合）

○受付期間と補助金の支払予定時期

申請は令和4年2月28日まで随時受け付けます。ただし、補助金の支払は、各回の受付締切日までに申請（決定依頼書等の提出）されたものについて、各支払時期において支払います。

第1回受付締切	令和3年10月31日必着	支払時期	11月上旬～
第2回受付締切	令和3年12月28日必着	支払時期	1月下旬～
第3回受付締切	令和4年2月28日必着	支払時期	3月末

未実施の状態では補助金の支払いは行いません。従って、申請の際「実施済」のものと「未実施」のものが混在する場合は、複数回に分けて申請されても構いませんので、「実施済」のもののみでまずご提出してください。

○他補助金との併用について

- ① 他の市町等において同一目的の補助金を受けている場合は、併用可能か市町等の制度を確認の上判断しますので、ご相談ください。
- ② 感染症対策経費は、国庫補助事業との併用が認められていますので、国に感染症対策に関する補助申請をされている場合で、併用を希望される場合はご相談ください。

○昨年との変更点

本補助金は、バスやレンタカー（バス）についても対象となっていますが、申請はそれぞれの協会をお願いします。なお、消耗品等共通する補助対象経費については、重複して補助金を受領することが無いよう、いずれか1つの協会へ申請してください。